
第8章 総合的なバリアフリー化の展開に向けて

1. バリアフリー化のさらなる推進

(1) 重点整備地区におけるバリアフリーのまちづくりの促進

本基本構想では新那加駅周辺地区に係る関係団体から参画を得ています。高齢者、障がい者団体はもちろんのこと、子育て団体、地元自治会、病院、民間企業等まで参画し策定をしました。

新那加駅周辺地区のバリアフリー化が進捗することにより、高齢者や障がい者にとっては安心して駅周辺に集まることができ、商店街にとっては顧客を迎えやすい環境が整備され、商店街機能の向上につながるようになります。

重点整備地区における特定事業や一定規模以上の建築物や道路の新設には適合義務基準はありますが、その他の施設についてもバリアフリー基準に基づき整備することを奨励し、幅広い市民の手によって新那加駅周辺地区のバリアフリーのまちづくりを進めていきます。

(2) 重点整備地区外におけるバリアフリー化の推進

各務原市には高齢者、障がい者等にとってバリアフリー基準を満たした整備を図ることが困難な地区があるものの、重点整備地区外にあっても、主に徒歩による利用が多い道路や、高齢者、障がい者等が良く利用する施設については、バリアフリー整備を推奨していきます。

また、高齢者、障がい者等が便利で快適に暮らしていけるよう、道路や建物等の「ハード」の整備だけでなく、わたしたち一人ひとりが高齢者、障がい者等の気持ちになって考え、協力していくことが重要です。

ア 建築物のバリアフリー

誰もが利用しやすい建築物をめざすユニバーサルデザインの考え方により、建築物移動等円滑化基準や岐阜県福祉のまちづくり条例などに基づき、高齢者、障がい者等の目線に立ったバリアフリー化を推進します。

特にバリアフリー化の必要性が高いと考えられる建築物や、市民から要望がある施設等については、必要性を検討した上で、施設管理者へ整備を要望していきます。

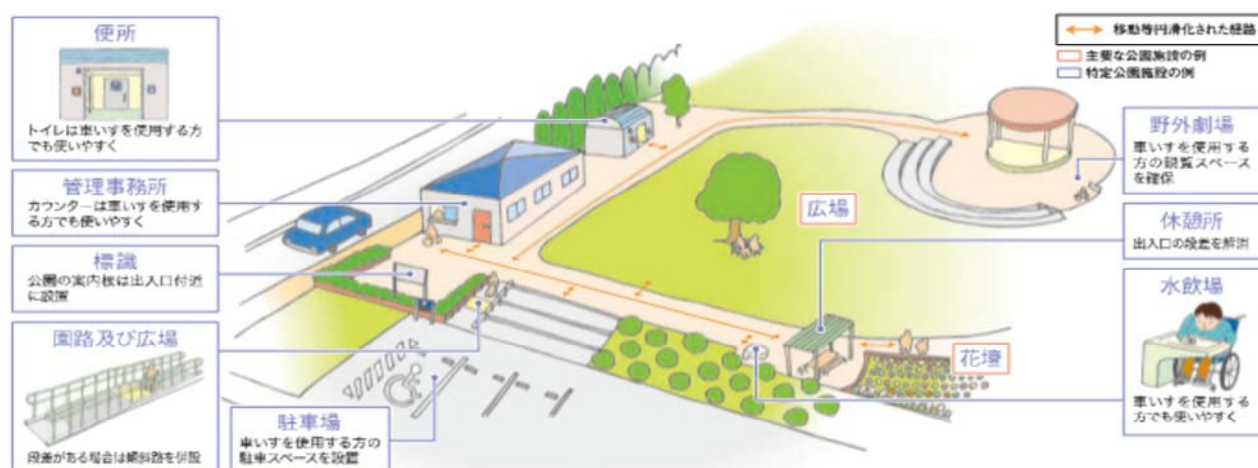
なお、小規模な段差の改善や、わかりやすいサインの設置など、比較的容易に行えるバリアフリー化については可能な限り早期に取り組んでいきます。

- ・ 岐阜県福祉のまちづくり条例などに基づく建築物のバリアフリー化の推進
 - ・ バリアフリー対応の公園、子ども広場の整備と適切な維持管理
 - ・ オストメイト対応等の多目的トイレの設置
- など

[建築物の主なバリアフリー化のイメージ]



[公園のバリアフリー化のイメージ]



出典：国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/explanation/explanation.html>

イ 交通のバリアフリー

市内の主要幹線道路及び歩行者が多い道路等については、安全で快適に利用できる交通環境づくりを推進します。

高齢者、障がい者等の中には、身体的な制約などにより公共交通機関の利用が困難な方に対して、公共交通機関のさらなるバリアフリー化とともに、タクシー事業者や福祉団体による移送サービスを提供する事業者と連携し、市民・事業者・行政協働のもと介助などの移動支援や車両のバリアフリー化など公共交通機関を利用できない人の移動円滑化を図ります。

- ・ 利用しやすい歩行空間の整備（段差の解消、交通安全施設の充実等）
- ・ 公共交通機関（鉄道、バス）の利便性の向上
- ・ タクシー事業者との連携
- ・ 自転車の利用実態に即した自転車走行環境の整備 など

[道路のバリアフリー化のイメージ]



出典：国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/explanation/explanation.html>

ウ 情報のバリアフリー

障がいの有無に関わらず誰もが必要な情報を得ることができるような支援の充実や、情報手段に配慮した取り組みを進めます。また、災害時等において、高齢者、障がい者等にとっては災害の状況等に関する情報の入手・利用は困難であることに対応して、文字、音声、点字等の多様な手段によるわかりやすい情報提供に努めます。

- ・視覚や聴覚、言語機能などの障がい者等へのコミュニケーション支援
 - ・緊急時の情報提供手段の確保
 - ・子どもたちへの福祉教育の推進
- など

コミュニケーションボード（国土交通省）

知的障がい者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指すだけで伝えることができます。

コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されてきています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

公共交通機関における
コミュニケーション支援ボードの例
(交通エコロジー・モビリティ財団)

コミュニケーション支援ボードの例（東京IEP研究会）



出典：コミュニケーションハンドブック（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/soseibarrierfree/tk000011.html>

ヘルプカード（各務原市）

「ヘルプカード」は、障がいのある方や、難病を抱えた方などのためのカードです。

緊急時や災害時などで困った際に、カードを見せることで周囲の配慮や支援をお願いでき、「支援が欲しい人」と「支援したい人」をつなぐツールとなります。

 各務原市 記載内容をもとに、変更をお願いします。	 障がい種別・疾病等 種別 身体・知的・精神・その他() 障がい名・病名 症状
ヘルプカード あなたの助けが必要です。	かかりつけ医療機関 病院名 主治医 電話番号
氏名 男・女 血液型 型 生年月日 明治・大正 昭和・平成 年 月 日 住所	本人の特徴・対応についてお願い (薬・アレルギー・装具 など)
緊急連絡先 ①氏名 TEL ②氏名 TEL	

エ 心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が快適に暮らすためには施設整備（ハード整備）だけでなく、周囲の人たちの理解が必要です。高齢者、障がい者等について正しく理解し、対等な立場となって、お互いに助け合うといった「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

- ・ 市民の声かけや手助けによるバリア解消
 - ・ 歩道にはみ出した生垣や、歩道上の商店の看板やのぼり等のバリア解消
 - ・ 照度を向上するための門灯や玄関灯の点灯の協力
 - ・ 国際シンボルマークの知識や理解の促進
 - ・ 車いす使用者用駐車場、多目的トイレなどの施設の利用マナーの向上
 - ・ 自転車の走行・駐輪マナーの向上
- など



出典：トイレの利用マナーに関するチラシ（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html



83

2. 市民、事業者、行政の協働による推進

(1) 市民、事業者、行政の役割

本基本構想に基づき、総合的なバリアフリー化を展開していくためには、市民、施設設置管理者、関係行政機関が連携を図ることが重要であり、バリアフリー整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価およびその後の事業への反映等の仕組みを市民参画のもとに確立することが求められます。今後、基本構想の推進にあたっては、市民、事業者、行政が相互に協力して役割分担を図り、バリアフリー化を推進していきます。

市民の役割		○バリアフリー整備に対する点検・評価への積極的な参加 ○高齢者、障がい者等の立場に立った行動の心がけ ○各事業者のバリアフリー整備に対する協力
事業者の役割		○基本構想に基づくバリアフリー整備の実施および維持管理 ○バリアフリー整備にあたっての利用者の意見聴取および集約 ○職員、従業員のバリアフリーに対する教育活動の推進
行政	国・県の役割	○基本構想に基づくバリアフリー整備の実施および維持管理 ○バリアフリー化に対する情報提供および費用面での支援 ○バリアフリーに対する啓発・教育活動の推進
	各務原市の役割	○基本構想に基づくバリアフリー整備の実施および維持管理 ○庁内関係部局の連携によるバリアフリー推進体制の確立 ○バリアフリー化促進のための対策 ○心のバリアフリー化に向けた啓発・教育活動の推進

(2) 基本構想の見直し・評価（スパイラルアップ）

今後、人口減少や少子高齢化の進行など周囲の状況が大きく変わり、バリアフリーに限らず、さまざまな変化が生じてくることが予想されます。本基本構想および特定事業計画が効果的に、着実に実施されるよう、P D C Aサイクルによるスパイラルアップ（段階的かつ継続的な発展）に取り組み、定期的な見直し及び評価を随時実施していきます。

